

1 市営霊園の概要

【取組と経緯】

昭和18年	緑ヶ丘霊園の開設	平成5年	「長期的な視点に立った市営霊園のあり方」答申
昭和40年	緑ヶ丘霊堂の築造	平成24年	緑ヶ丘霊園新霊堂の築造・市民意識に関するアンケート調査等の実施
昭和54年	早野聖地公園の開設	平成25年	「川崎市における市営霊園の今後のあり方について」環境審議会へ諮問
		平成26年	指定管理者の導入
			「川崎市における市営霊園の今後のあり方について」答申

＜緑ヶ丘霊園の概要＞

川崎市の北西部、多摩丘陵の東端のJR南武線津田山駅から久地駅に至る丘陵地帯に位置しています。園内には、墓所が計25,012区画あります。(平成27年4月1日現在)

■墓所(一般墓所)

- ・4平方メートル/1区画:11,990区画
- ・6平方メートル/1区画:11,434区画
- ・その他 : 1,588区画

■緑ヶ丘霊堂

墓所不足に対応するため、御遺骨をお預かりする施設として建設された納骨堂です。平成24年には一時預かりを主とする新霊堂の増設を行なっています。(旧霊堂14,500体、新霊堂12,000体)



＜早野聖地公園の概要＞

川崎市の西部、麻生区早野の中央部から北部の多摩丘陵にかけて位置しています。園内には、墓所が計12,465区画あります。(平成27年4月1日現在)

一般墓所のほか、新形式墓所である壁面型墓所や、芝生型墓所、集合個別型墓所が整備され供用されています。

■墓所

- 【一般墓所】・4平方メートル/1区画:4,858区画
- 【新形式】・壁面型墓所 :3,555区画
- ・芝生型墓所 :2,000区画
- ・集合個別型墓所 :2,052区画



2 方針策定の目的

本方針は、市営霊園をとりまく社会情勢の変化や霊園に対する市民意識の変化、さらに環境審議会からの答申(平成26年12月)を踏まえ、現状や課題を整理し、市営霊園の市民サービスの向上や課題解決のために策定するものです。

なお、本方針の対象期間は概ね20年とし、今後、本方針に基づく個別の施設整備に新規着手する際には、対象施設ごとに具体的な計画を策定し、適切な整備と管理を進めていきます。

【参考】「川崎市における市営霊園の今後のあり方について」答申内容(平成26年12月)

答申では、「公平で安定した墓所の供給を基本としながらも、豊かな自然環境を保全・活用し、生物多様性へ対応するとともに、都市計画施設としてのさまざまな機能を果たし、安心で快適な市民生活を実現するための貴重な財産として整備し、管理しなければならないことを踏まえ、「墓」に対する意識の変化に対応することはもとより、市民が憩え、自然とふれあうとともに故人の魂の安らぎを 祈念する場として、誰もが訪れたいと思う「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出することを 今後の市営霊園の基本理念とすべきである」と提言されました。

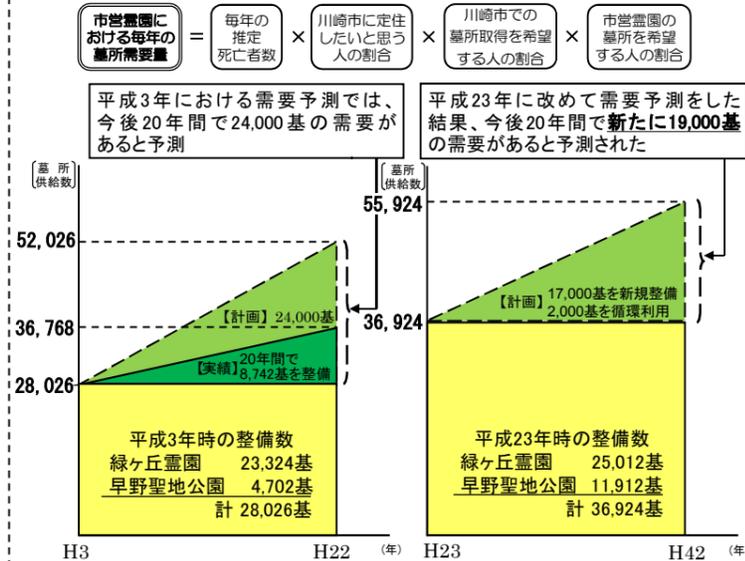
3 市営霊園の現状と課題

(1) 高い墓所の需要

- ・早野聖地公園では、新規墓所の供給を続けていますが、核家族化の進行等により墓所を求める市民ニーズは高く、毎年抽選による墓所供給となっています。
- ・今後の超高齢社会においては、さらに墓所需要の高まりが想定されることから継続的な墓所の供給が必要です。

■平成3年に試算した墓所の需要予測では、平成22年までの需要は約24,000基であったが、平成23年に前回の試算時と同等の方法で改めて試算したところ、平成42年までの20年間の需要は、19,000基であると予測された。

①20年間の墓所需要量は、下記式で求められる毎年の墓所需要量の20年分の総和。

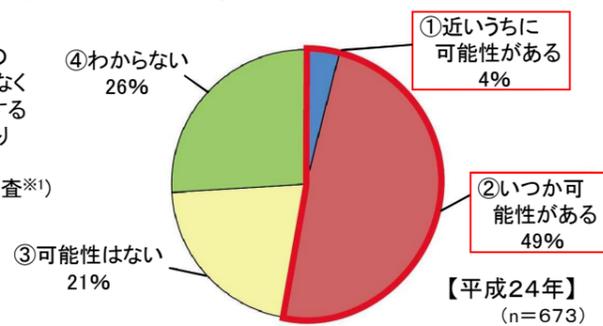


(2) 墓所の無縁化の進行

- ・市民意識調査※1では、墓所を所有している人のうち「近いうちまたはいつかは承継者がいなくなり無縁化する可能性がある」と回答した人が53%となっており、墓所の無縁化への不安が高まっています。
- ・実際に管理が行き届かなくなり荒れてしまった墓所や管理料滞納者の増加がみられ、すでに無縁改葬の手続きを進めています。

■質問

将来お墓の承継者がいなくなり無縁化する可能性はありますか。(市民意識調査※1)



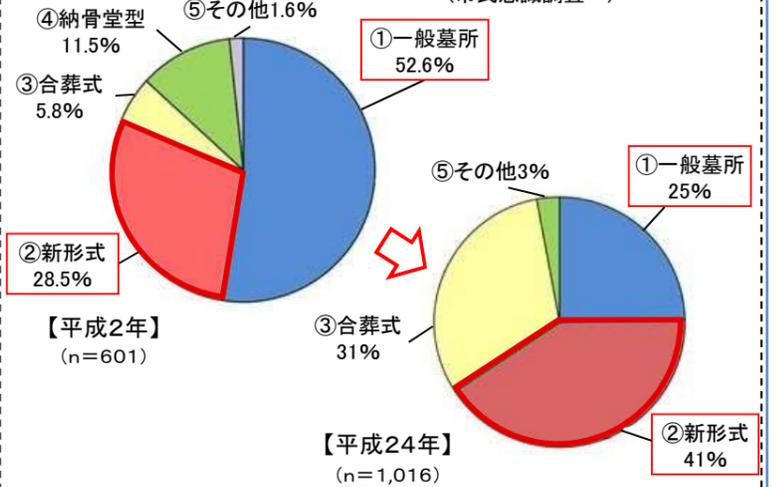
□市民意識調査 ※1, ※2
平成2年及び平成24年に、市営霊園及びお墓に関する意識調査を実施したもので、市内在住の20歳以上の市民から無作為に3,000人を抽出して行ったアンケート調査※1及びお彼岸の際に参拝者に対して行ったヒアリング調査※2である。

(3) 墓所に対する市民意識の変化

- ・墓所に対する市民ニーズは多様化しており、一般墓所の要望が減っている一方で、管理が容易な新形式墓所の要望が高くなっています。
- ・市民意識調査※1では、「墓所として個々の土地を必要としない」という人が半数近くおり、さらに、墓所を選ぶにあたっては、「小さくても安い」「交通の便」「管理の負担の程度」が重視されています。

■質問

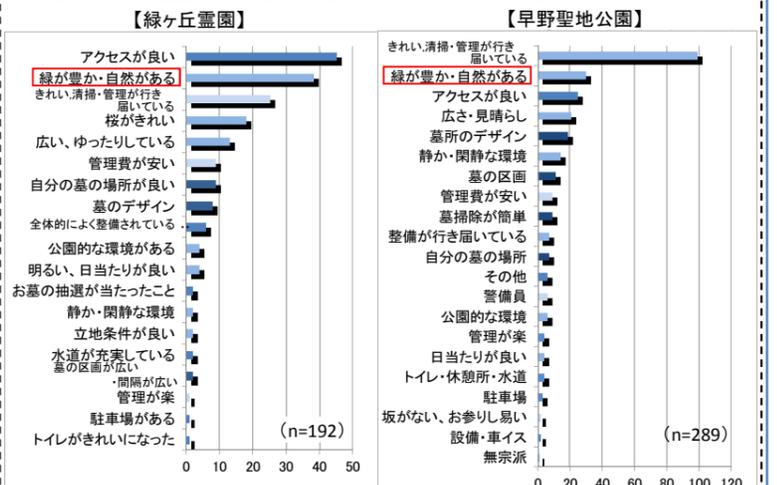
あなたは今後どのような墓地が供給されればよいと思いますか。(市民意識調査※1)



(4) 公園緑地としての重要性

- ・市営霊園は「緑の基本計画」において、緑の軸線の核として位置付けられており、園内の緑は墓所利用者には高い評価を得ていることから、今後は、その恵まれた環境を広く周知する必要があります。
- ・適切な管理により、緑豊かな環境は高い評価を得ていますが、その恵まれた環境を維持するためには、市民等との協働の取組も必要です。

■質問: 市営霊園の満足している点について(市民意識調査※2)



川崎市営霊園の整備と管理の方針(案)について

4 市営霊園の今後の整備と管理の方針

(1) 公平で安定した墓所の供給をします

- 限られた市営霊園の敷地内で、土地の有効活用を図り、将来の墓所需要を踏まえた、計画的な墓所整備を進め、公平で安定した墓所の供給を継続的に進めます。

※3 墓所を必要とする時にいつでも使用を申し込めるように、毎年一定量の墓所を供給すること。

(2) 社会状況と市民ニーズに対応した墓所の供給を進めます

- 核家族化等の社会状況の変化や墓所に対する市民意識の多様化に対応した新たな埋葬形態や利用方法を導入した墓所整備を進めます。

(3) 効率的・効果的な霊園管理を進めます

- 無縁改葬の手続きと空き墓所の活用により、墓所の循環利用を推進します。
- 継続的な返還墓所の再募集と新規整備墓所の利用期間の有期限化を図ります。
- 受益者負担を基本とした管理費用等の見直しの検討を行います。

(4) 公園緑地としての機能の充実を図ります

- 都市計画墓園^{※4}として貴重な自然環境の緑の保全を図ります。
- 慰霊の場としてだけでなく、親しみのある市民利用の場としての充実を図ります。

※4 都市計画決定された都市施設として慰霊の場だけではなく、環境保全機能やレクリエーション機能を併せ持った公園のこと。

5 方針実現に向けた具体的な取組イメージ

(1) 整備の取組イメージ

今後20年間の墓所供給は、緑ヶ丘霊園では、墓所の循環利用を基本とし、早野聖地公園では新規墓所整備を進めます。なお、墓所整備の際には、都市計画墓園としての緑の配置や景観へ配慮した整備を行います。

《具体的な取組内容》

緑ヶ丘霊園	有縁合葬型墓所の整備【新規】 旧霊堂の再整備【新規】 多目的利用(法要等含む)施設の整備【新規】 公園機能(防災・レクリエーション等)の充実【継続】
早野聖地公園	省スペース型墓所の整備【新規】 有縁合葬型墓所の整備【新規】 新形式墓所の整備【継続】 多目的利用(法要等含む)施設の整備【新規】 公園機能(防災・レクリエーション等)の充実【継続】

(2) 管理の取組イメージ

都市計画墓園として、緑の保全と活用を基本としながらも、公平で安定した墓所の供給を行うために、これまで行ってきた無縁改葬等の取組を継続しつつ、社会状況や市民意識の変化に対応した管理を行います。

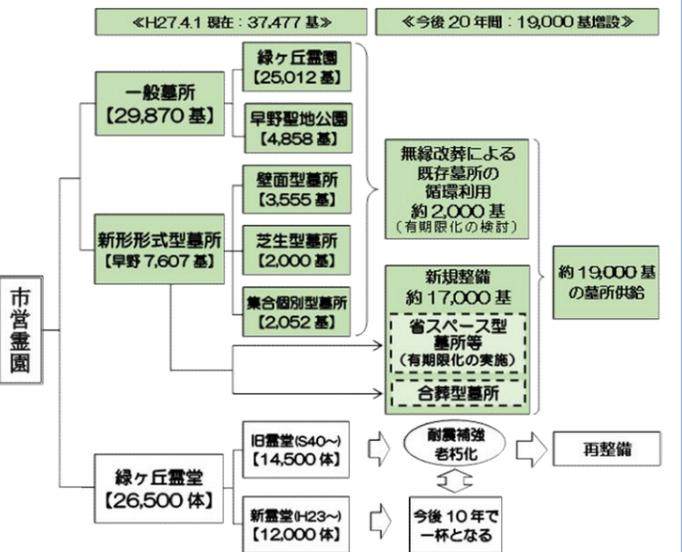
《具体的な取組内容》

管理の取組 (共通)	新たに整備する墓所の有期限化【新規】 再募集する墓所の有期限化の検討【新規】 無縁改葬の推進と墓所の再募集【継続】 有縁合葬墓の供用と管理【新規】 霊堂の効率的な管理【継続】 受益者負担を基本とした管理費用等の見直しの検討【新規】 緑の保全と公園緑地としての活用の推進【継続】 市民協働を踏まえた公園緑地としての施設管理の推進【継続】
---------------	--

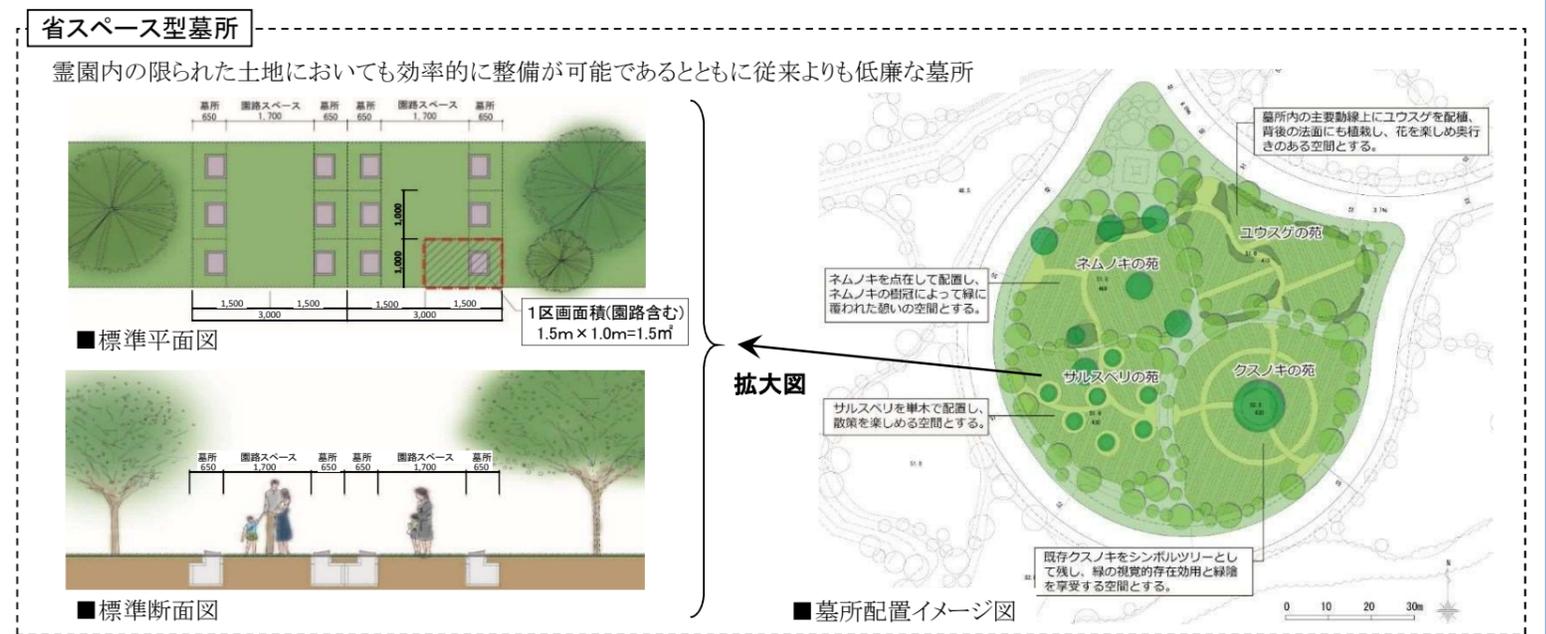
《参考：墓所の種類と供給状況》



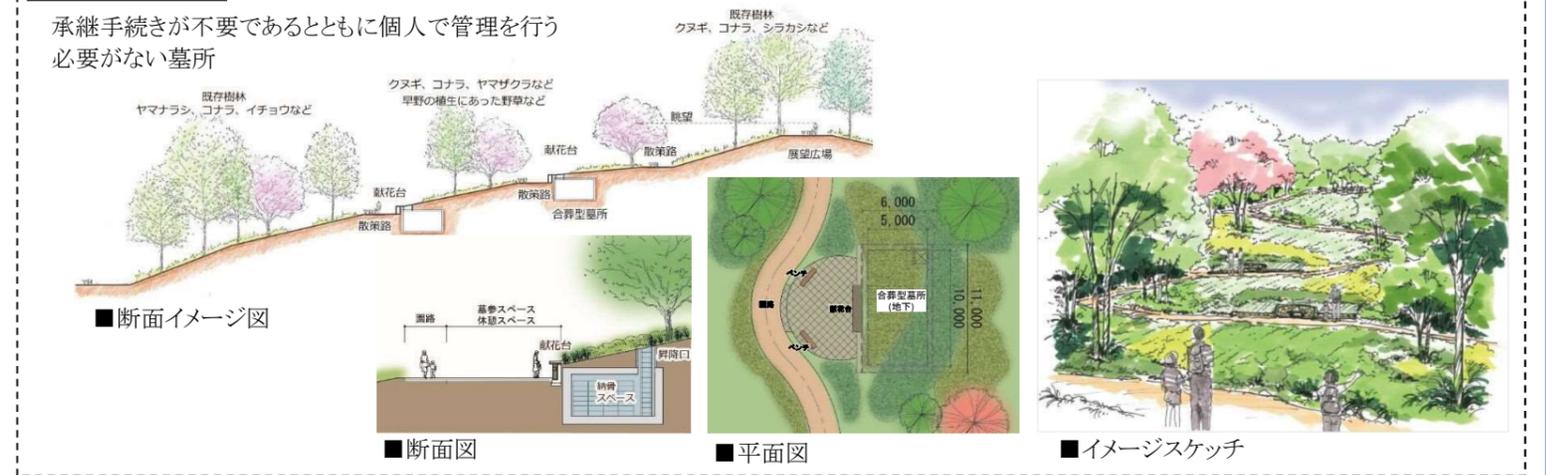
【墓所基数と今後の供給予定数】



《参考：取組内容のイメージ》



有縁合葬型墓所



「川崎市営霊園の整備と管理の方針（案）」 についてご意見をお寄せください

市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）では、市営霊園を取り巻く社会状況や市民意識の変化が見られることから、市営霊園の今後のあり方について環境審議会へ諮問し、答申を受けました。この答申を基本としながら、市営霊園の適切な整備と管理に取り組んでいくため、「川崎市営霊園の整備と管理の方針」を策定してまいりたいと考えております。

市営霊園の市民サービス向上と課題解決に取り組むための方向性を取りまとめた「川崎市営霊園の整備と管理の方針（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成 27 年 9 月 25 日（金）～平成 27 年 10 月 26 日（月）

※郵送の場合は、10 月 26 日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

（1）電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

（2）ファクシミリ

FAX 番号：044（811）6251

（川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所）

（3）郵送又は持参

〒213-0033 川崎市高津区下作延 1241 番地

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、霊園事務所、早野聖地公園事務所、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

電話：044（813）1182 FAX 番号：044（811）6251

E-mail: 53reien@city.kawasaki.jp